

令和2年5月14日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
緊急事態措置の終了及び今後の協力要請について (依頼)

日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく国の緊急事態宣言を受けて、本県で実施して参りました緊急事態措置について、これまで、皆様には、御理解と御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言の実施区域から山梨県が解除されたことから、5月14日をもって、本県の緊急事態措置は終了となりますが、今後につきましては、依然として、新型コロナウイルスの感染が散発的に確認されるなど、引き続き、感染の拡大防止を図る必要があることから、改めて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、5月15日から5月31日までの間、別添のとおり、感染拡大防止対策への協力を要請いたします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、貴職並びに貴団体の構成員の皆様におかれましては、感染症防止対策の徹底の協力要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

県土整備部
建築住宅課企画担当
TEL : 055-223-1730